

平成28年度保安検査方針

福島県

<平成27年度保安検査結果>

- 1 保安検査実施件数 110件（県実施分）
- 2 平成27年度の主な指摘（指導）事項
 - (1) 製造設備関係
 - ア 定期自主検査による技術上の基準への適合確認の未実施
 - イ 移動式製造設備に係る誤発進防止装置の作動不良
 - ウ 防液堤に係るブローバルブの腐食、劣化
 - エ CE設備の付属配管等における着霜及び氷付着
 - オ 貯槽の液面計本弁からの微少漏洩
 - カ 計装類の破損
 - キ 計装類の比較検査で使用する確認用具の校正期間超過
 - ク ガス漏えい検知警報設備の精度維持管理の不良
 - ケ 防消火設備の動力ポンプの作動不良
 - コ 散水ノズルの詰まり
 - サ 充てん容器等への転倒防止措置の不徹底
 - シ 警戒標の設置不備（不鮮明、劣化による外れ等）
 - ス 車両停車位置表示の未設置及び不明瞭
 - (2) 記録・書類関係
 - ア 危害予防規程の管理不十分（内容が実態に即していない、変更があったにもかかわらず届出がない）
 - イ 保安教育計画の未作成・管理不徹底（保安統括者が実施記録を確認していない、実施結果の記録がない）
 - ウ 保安統括者代理者が長期休暇中にも関わらず、新代理者を選任していない
 - エ 設備管理台帳による機器の経年変化の未把握・不明瞭（管理漏れ等により機器の増設・修理の履歴がない、増設・修理内容の具体的な記載がない、冷凍施設における設備ごとの台帳が整備されていない、設備系統図が更新されていない）
 - オ 設備機器の変更に伴う開放検査周期変更の未報告
 - カ 日常点検に係る不備（点検記録表に保安統括者の確認印がない、点検結果の記入漏れがある、交換が必要な機器を保安係員へ報告していない）
 - キ 代表者変更、冷凍取扱責任者選解任の未届

<平成28年度保安検査方針>

1 保安検査の重点事項

(1) 開放検査の周期内実施の徹底と KHKS 保安検査基準の適切な運用

検査周期の管理と検査の周期内実施の徹底を図るとともに、「耐圧性能及び強度」に係る検査対象設備とそれらに対する検査実施状況に着目しながら、告示指定された KHKS 保安検査基準（2011）の適切な運用のための周知・指導を行う。

ア 各機器の設備管理台帳及び開放検査周期表の作成並びに機器の管理漏れの有無及び各機器の検査周期の適否を確認する。

イ 各機器について、耐圧性能及び強度に係る検査項目（外部目視、内部目視、肉厚測定、肉厚測定以外の非破壊検査または耐圧試験）が漏れなく実施されているか確認する。

ウ フレキシブルチューブ類の本数をフロー図により事前に把握し、その交換・検査・管理が確実に実施されているか確認する。

(2) 日常点検の的確な実施

設備の経年劣化による事故を未然に防止するためには、日常点検や定期的な補修が重要であることから、事業者に対する下記の指導を行うとともに、事故による地域への影響及び予測される経済的不利益等を説明することにより、自主保安意識の涵養を図る。

ア 一日に3回以上（始業時、稼働中、終業時）の点検を確実にを行っているか確認する。

イ 危害予防規程で日常点検基準を位置付けている場合は、当該基準に則した検査を行っているか確認する。

ウ 日常点検の項目には、正常・異常の範囲が明確化されているか確認する。

エ 日常点検または設備使用中に不調・不具合・故障等の異常が発見されたことはないか、また、対応履歴を設備管理台帳等に記録しているかを確認する。

オ 保安管理体制が機能するよう運営されているか、点検者及び責任者の記名又は押印をもって確認する。

(3) 危害予防規程等の実態に即した整備

事故発生時に迅速かつ的確な対応をとれる体制が整備され、それが有効に機能するよう、危害予防規程及び附属規程に係る事業者の理解の促進を図り、事業所の実態に即して整備するよう指導するとともに、保安教育についても確認・指導する。

ア 非常時の連絡ルート（連絡先及びその電話番号）、連絡すべき内容等を明確化し、事業所内に掲示するなどして従業員に分かり易く周知しているか確認する。

イ 東日本大震災に際して、危害予防規程等が有効に機能したかを再確認するとともに、必要に応じた改正を指導する。

ウ 当該事業所で発生する可能性のある事故や災害の種類・態様（爆発、火災、噴出、漏洩、破裂等）を分析し、ガス種に応じた応急措置の方法について保安教育を実施しているか確認する。

2 留意事項

- (1) 現地検査の前にフロー図等により対象事業所の機器の種類・数を十分に把握しておくこと。
現地では事前検査結果報告書と開放検査周期表を突合し、検査漏れの機器がないか、検査項目に漏れがないか入念に確認すること。
- (2) 前回の保安検査の指摘事項について確実に改善されているか確認すること。
- (3) 保安統括者及び保安係員に対し、職務に係る当事者意識（事業所における保安の責任者意識）を十分に認識させることを念頭に指導を行うこと。

3 保安検査証の交付について

- (1) 保安検査で技術基準に適合していると判断された場合は、すみやかに保安検査証を交付する。
- (2) 必要とされる検査を事前検査で実施していない場合は、現地で検査・確認できるものを除きすみやかな実施を指導するとともに、対応に時間を要するものについては「改善計画書」（様式任意）の提出を求める。なお、当該改善計画書には、必要に応じ「検査漏れの原因」「今回漏れた検査の実施時期」「検査漏れの再発防止対策」等を記載させる。この場合、原則として当該検査の合格を記録又は現地で確認できるまで、保安検査証は交付しない。

4 その他

KHKS の運用について、事業所から照会があり各地方振興局で疑義が生じた場合には、別紙により消防保安課に協議するものとする。消防保安課では統一的な運用を図るため当該協議内容について全地方振興局にフィードバックする。

別紙

保安検査実施要領等に係る照会票

照	会	日	平成	年	月	日
照 会 元 等	振	興	局	名		
	事	業	所	名		
	----- (上記を担当する検査会社名)			()		
KHKS 規格番号・項目番号						
【内容】						
【理由・背景等】						
【振興局の意見】						
【消防保安課回答】						